

公益財団法人広島市文化財団文化活動助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の多様な文化活動に対して財政的な支援を行い、その自主的な活動の盛り上がりを図るため、団体又は個人の行う文化活動の成果を発表する事業に要する経費の一部を助成することに関し、必要な事項を定める。

(助成対象者)

第2条 助成金交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件に該当する団体又は個人とする。

- (1) 文化活動の場が主として広島市内であること。
- (2) 個人、又は団体の構成員及び出演者・出品者の5割以上が広島市内に居住又は通勤・通学していること。
- (3) 団体の事務局の所在地又は連絡先が広島市内にあること。
- (4) 目的、組織、代表者等団体の運営に必要な事項についての定めがあること。
- (5) 国、地方公共団体及び企業等が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資した法人でないこと。
- (6) 非営利団体であること。

(助成対象事業)

第3条 助成金交付の対象となる事業は、音楽、美術、演劇、民俗芸能等の文化活動を行っている団体又は個人が日頃の成果を発表する事業（出版物の発行は除く。）で、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 事業が広島市内で開催され、広く市民に公開されること。
- (2) 非営利の事業であること。
- (3) 政治又は宗教活動に関わりのない事業であること。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、20万円を限度とし、事業の実施に伴う印刷費、会場使用料、舞台・会場設営費に係る経費の2分の1以内で、予算の範囲内で理事長が定める額とする。

2 助成は、1団体（個人）に対し、同一年度内に1回とする。当該事業において、広島市及びその関係団体等（国、地方公共団体及びその関係団体を含む。）から補助金、負担金等の交付をすでに受け、又はすでに受けることが決定している場合は対象としない。

(助成の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、所定の助成金交付申請書に次に掲げる関係書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他参考となる書類

2 前項の申請書の提出期間は、事業を行う時期が4月1日から9月30日まで（以下「上期」という。）にあつては前年度の12月1日から12月28日まで、10月1日から翌年3月31日まで（以下「下期」という。）にあつては6月1日から6月30日までの間で理事長が定める。なお、当該事業を行う時期が上期と下期にまたがる場合は、当該事業の初日をもって区分する。

(助成の決定)

第6条 理事長は、前条第1項の申請があったときは、別に定める審査委員会の審査を経て、助成金の交付の決定を行う。

(助成の決定の通知)

第7条 理事長は、助成金の交付を決定したときは、所定の助成金交付決定通知書により助成金交付決定額等を当該申請者に通知するものとする。

(計画変更の承認等)

第8条 助成金交付決定通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく所定の事業計画変更承認申請書に理事長が必要と認める書類を添えて理事長に申請し、その承認を受けなければならない。

(1) 前条の通知に係る事業（以下「交付決定事業」という。）に要する予算を変更しようとするとき。

(2) 交付決定事業の内容を変更しようとするとき。

(3) 交付決定事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 助成金交付決定通知書の交付を受けた後、広島市及びその関係団体等(国、地方公共団体及びその関係団体を含む。)から補助金、負担金等の交付決定の通知を受けた者は、直ちに文書により理事長に届け出なければならない。

3 助成金交付決定通知書の交付を受けた者は、交付決定事業が予定の期間内に完了しないとき、又は交付決定事業の遂行が困難になったときは、遅滞なく、その原因及びこれに対する措置を理事長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 助成金交付決定通知書の交付を受けた者は、事業を完了した日から30日以内に所定の事業実施報告書を次の各号に掲げる書類を添えて理事長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) その他参考となる書類

(助成金の交付)

第10条 理事長は、実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査のうえ助成金交付決定通知書の内容と適合するものであるかどうか調査し、適合するものと認められたときは、助成金の額を確定し、助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第11条 理事長は、助成金交付決定通知書の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 交付決定事業を中止したとき。

(2) 交付決定事業が期間内に完了しないとき、又は完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 助成金交付申請書その他の書類に虚偽のあるとき。

(4) 決算総額が予算総額に比して著しく相違し、予算の執行が不相当と認められるとき。

(5) 助成金の交付対象となった経費の合計決算額が当該経費に係る合計予算額に比し、著しく減少したとき。

(6) 決算の収支に剰余金が生じたとき。

(7) 広島市及びその関係団体等(国、地方公共団体及びその関係団体を含む。)から補助金、

負担金等の交付を受け、又は受けることが決定したとき。

(8) 助成金交付決定に付した条件又はこの要綱に基づく理事長の処分に違反したとき。

(助成金の返還)

第12条 理事長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

この要綱は、平成7年11月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。